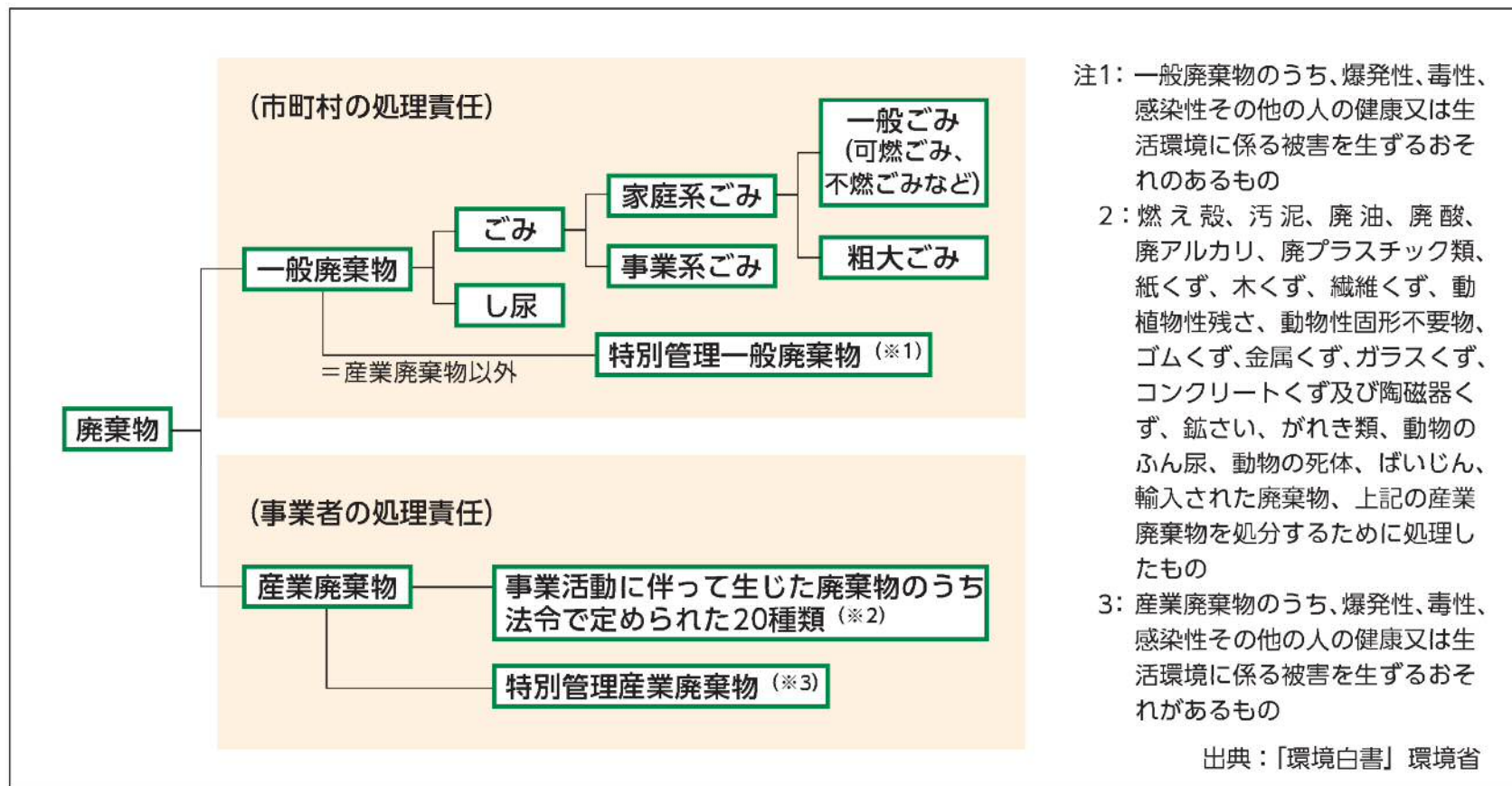


廃棄物の区分

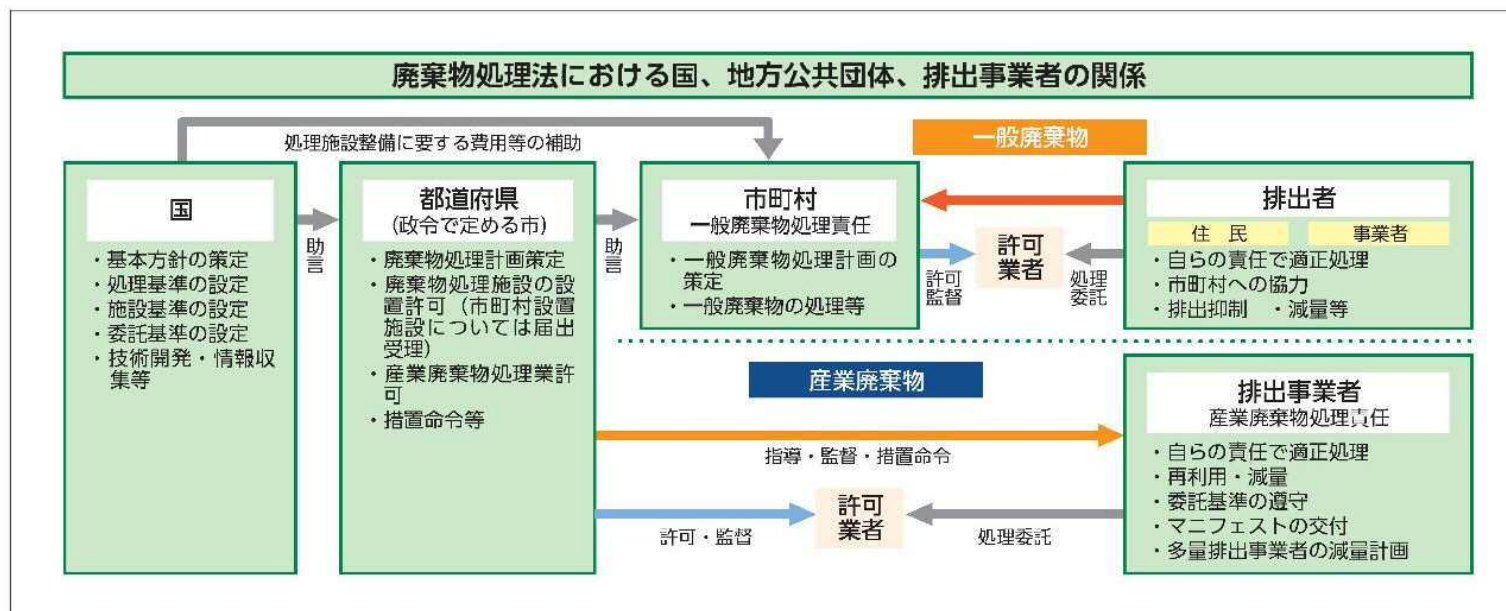
■ 廃棄物の区分



各主体の役割と責任分担

各主体の役割と責任分担

循環型社会の形成のためには、国、地方公共団体（都道府県、市町村）、事業者、国民等の多様な主体が、循環基本法で示されたそれぞれの役割を認識して3Rを推進していくとともに、廃棄物の処理に関しても、各主体が自身の責務を果たし、機能的に連携することで、適正処理を行う仕組みを構築・継続していくことが重要です。そのため、廃棄物処理法では、国、地方公共団体、排出事業者、排出者（国民）の廃棄物処理に関する責務を明確に定めています。



一般廃棄物処理施設で産業廃棄物を受け入れるメリット・デメリット

メリット

- ①産業廃棄物を受け入れることにより廃棄物処理量が増えスケールメリットが働き、イニシャルコストの低減が期待できる。
- ②産業廃棄物を受け入れても受け入れなくても維持管理費用(固定費)が掛かるため産業廃棄物を受け入れただけ、収入が増加する。
 - 【維持管理費用(固定費)】
 - ・施設の開場時間や人員配置は変わらない。
 - ・廃棄物処理に必要な機械設備や重機は減らない。
 - 【維持管理費用(変動費)】
 - ・ごみ量に応じて消耗品(薬剤や伝票など)は変動する。
 - ・重機の稼働時間(燃料費など)は減少する。



一般廃棄物処理施設で産業廃棄物を受け入れるメリット・デメリット

メリット

- ③市内の小規模事業者の廃棄物処理コストが抑えられる。
⇒消費者に価格転嫁しにくい。

デメリット

- ①産業廃棄物を受け入れただけ、早く埋立場が埋まる。
- ②産業廃棄物は、同じ品目の廃棄物が多くなり、性状が同じものだけで焼却すると排ガスの環境測定値に悪影響を及ぼすおそれがある。



産業廃棄物の受入を中止した場合の想定される影響について

【市の影響】

- ①歳入が減少する。(R3年度産業廃棄物処分手数料 約139百万円)
- ②最終処分場への埋立量が減少する。(6期埋立処分場終了予定時期が延びる)

【事業者の影響】

- ①廃棄物の処理コストが増加する。
⇒一般廃棄物(市内処理)と産業廃棄物(市外処理)を分けて処理するため、費用負担(運搬費・人件費など)が増加する。

【その他の影響】

- ①市の処理施設での処理量減少により処理原価が上がる。
- ②民間処理施設での料金水準が上がる可能性がある。



産業廃棄物の種類と具体例

区分	種類	具体的な例	区分	種類	具体的な例	
あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻 ※1	活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす	※排出する業種が指定されているもの	⑬ ^② 木くず	建築業（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業から発生する木くず、おがくず、パーク類等に限定 ※ 上記の業種以外から発生するものは一般廃棄物	
	②汚泥 ※2	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物			⑭紙くず	建設業（範囲は木くずと同じ）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、および印刷物加工業からの発生する紙くず ※ 上記の業種以外から発生するものは一般廃棄物
	③廃油	グリス（潤滑油）、大豆油など鉱物性、動植物性を問わず、すべての廃油				⑮繊維くず
	④廃酸	廃写真定着液など、有機性、無機性を問わず、全ての酸性廃油		⑯動植物固形物	と畜場で解体等をした獣畜、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物	
	⑤廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など有機性、無機性を問わず全てのアルカリ性廃液			⑰動植物性残渣	食料品、医薬品、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る不要物 魚や獣のあらか、醸造かす、発酵かすなど
	⑥廃プラスチック	発泡スチロール、合成繊維くずなど、固形液状すべての合成高分子系化合物（合成ゴム含む）		⑱動物のふん尿		畜産農場から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	⑦ゴムくず	天然ゴムくず（注：合成ゴムは廃プラスチック）			⑲動物の死体	畜産農場から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	⑧金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属の研磨くず、切削くず		⑳汚泥のコンクリート固形化物など		①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので①～⑱に該当しないもの
	⑨ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなど、コンクリート製品製造工程からのコンクリートくずなど				
	⑩鉱さい	鑄物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど				
	⑪がれき類	工作物の新築、改築、除去により生じたコンクリート破片、レンガ破片など				
	⑫ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん				
	⑬ ^① 木くず	貨物の流通のために使用したパレット（貨物の積付け・梱包用の木材含む）				

●色がついている種類は恵庭市内で発生したものに限り恵庭市のごみ処理施設で受け入れ可能です。

※1 ばいじんを含む燃え殻は受け入れ不可。また、その他の燃え殻等はダイオキシン類の量が1gにつき3ngを超えないもののみ受け入れとなるため、検査機関での測定結果の提示が必要です。

※2 汚泥の搬入は事前調整を要します。